

(目的)

第1条 この要綱は、吉岡町長（以下「町長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の1の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の手続等について定めるとともに、介護保険サービス又は障害者福祉サービス（以下これらを「福祉サービス」という。）の適切な利用の観点から、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下これらを「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

(町長による審判請求の対象者)

第2条 町長による審判請求の対象者は、要支援者のうち次の各号のいずれにも該当する者であつて、審判請求の対象者本人（以下「本人」という。）、本人の配偶者及び2親等以内の親族（以下「親族等」という。）による審判請求が見込まれないものとする。ただし、親族等以外の者による審判請求が見込まれるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 吉岡町（以下「町」という。）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されている者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により他の市町村の被保険者である者、老人福祉法第10条の4第1項、知的障害者福祉法第15条の4又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定により他の市町村が居宅の措置を採っている者、老人福祉法第11条第1項、知的障害者福祉法第16条第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により他の市町村が本町内の施設等に入所の措置を採っている者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定により他の市町村が支給決定を行っている者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により都道府県知事その他市町村長が保護を実施している者を除く）

イ 介護保険法第13条の規定による町の被保険者

ウ 老人福祉法第10条の4第1項、知的障害者福祉法第15条の4又は身体障害者福祉法第18条第1項の規定により町が居宅の措置を採っている者

エ 老人福祉法第11条第1項、知的障害者福祉法第16条第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により町が他市町村の施設等に入所の措置を採っている者

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定により町が介護給付費等の支給決定を行っている者

カ アからオまでに掲げるもののほか、町長による審判請求を行うことが適当であると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 本人、親族等による審判請求が見込まれないもの

- イ 親族等が後見、保佐、補助開始等の審判請求を拒否している者
- ウ 親族等があっても虐待、財産の侵害等の事実がある者
- エ 親族等が音信不通の状態にある者
- オ 審判請求の急を要すると町長が判断する者

(町長による審判請求の検討事項)

第3条 町長は、審判請求を行うに当たり、次に掲げる事項を総合的に検討するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の親族等の存否及び親族等による本人保護の可能性
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 町又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人の福祉を図るために検討すべき事項

(町長による審判請求の決定)

第4条 町長による審判請求に関する決定は、町長が行う。

(町長による審判請求の手続)

第5条 町長による審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(町長による審判請求に要する費用の負担)

第6条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、町長による審判請求に要する費用を負担する。

(町長による審判請求費用の求償)

第7条 町長は、町長による審判請求に係る費用に関し、本人が負担すべき事情があると判断したときは、町長が負担した審判請求に係る費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項に規定する費用の負担を命ずる審判（以下「費用負担審判」という。）を促す上申を当該審判を管轄する家庭裁判所に対して行うものとする。

2 前項の規定による上申により本人に対して費用負担審判がなされた場合、町長は、本人に対し、費用負担審判がなされた額の審判請求に係る費用を、審判請求に係る費用の求償請求書（様式第1号）により求償するものとする。

(町長による審判請求に係る後見人等の報酬費用の助成)

第8条 町長は、町長による審判請求に対する審判により成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下これらを「後見人等」という。）が選任された場合であって、後見人等への報酬付与の審判があった日に、本人が第2条第1号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬費用の全部又は一部を助成することができるものとする。ただし、後見人等への報酬費用の助成額は、家庭裁判所が決定する報酬付与の審判の額の範囲内とし、かつ、別表に定める対象者の居住場所の区分に応じ、同表に定める額を上限とする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 住民税非課税世帯の者で、年間収支予定を計算し、預貯金の残額が60万円以下のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が本人の経済状況により特に必要があると認める者

(町長以外の者による審判請求に係る費用及び報酬費用の助成)

第9条 町長は、町長以外の者による審判請求に対する審判により後見人等が選任された場合であつて、審判請求の日に本人が第2条第1項に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前条各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該審判請求に係る費用の全部又は一部を助成することができる。

2 前項に記載された場合であつて、報酬付与審判の日に本人が第2条第1項に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前条各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬費用の全部又は一部を助成することができる。

3 前条ただし書の規定は、前項の規定による後見人等への報酬費用の助成金に準用する。  
(審判請求費用及び報酬費用の助成申請等)

第10条 前条第1項の審判請求に係る費用又は第8条及び前条第2項の報酬費用の助成を受けようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により申請するものとする。

(1) 前条第1項の審判請求に係る費用の助成の申請 本人(本人の後見人等を含む。次号において同じ。)又は前条第1項の審判請求に係る費用を負担した者が成年後見制度利用支援事業助成金(審査請求費用)交付申請書(様式第2号)に關係書対を添えて町長に提出する方法

(2) 第8条及び前条第1項の報酬費用の助成の申請 本人が成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬費用)交付申請書(様式第3号)に關係書類を添えて町長に提出する方法

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、助成金の額を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知の上、申請者が指定した口座に助成金を振り込むものとする。

3 後見人等報酬に係る助成金の交付は報酬付与の審判を受けた期間に係る報酬額(12月分の報酬額を限度とする。)1年度につき1回限りとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、1年度につき2回交付することができる。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条に規定する申請に偽りその他不正な手段があると認め、又は後見人等による不適切な行為があつたと認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が公布されているときは、当該助成金の返還を命ずることができる。

2 町長は、法定後見人への報酬費用の前年度助成金が翌年度まで繰り越されている場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

2 吉岡町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱(平成18年吉岡町訓令第9号)は、廃止する。

附 則(平成24年訓令第54号)

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第20号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の吉岡町成年後見制度利用支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年訓令第37号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第36号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年訓令第39号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令第53号）

この訓令は、公布の日から施行し、同日以後に審判請求をした審判請求費用について適用する。

附 則（令和8年訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

対象者の居住場所	助成金基準額（月額）
在宅	28,000円
施設	18,000円

様式第1号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉岡町長

審判請求に係る費用の求償請求書

年（家）第 号の後見等開始事件について、審判請求に係る申立て手続き費用を本町が負担しておりますが、別添のとおり家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき、費用負担命令があなたに対して出されましたので、別添納入通知書（納付書）により 年 月 日までに納付してください。

記

1 申立て対象者	氏 名	
	住 所	
2 申立人	吉岡町長	
3 請求費用		円
(内訳)	収入印紙代	円
	登記印紙代	円
	郵便切手代	円
	診断書代	円
	鑑定代	円

様式第2号(第10条関係)

(表)

年 月 日

吉岡町長 様

成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書

成年後見制度利用支援事業助成金について、吉岡町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 額	審判請求費用 _____ 円		
	(内訳) 収入印紙代 _____ 円、登記印紙代 _____ 円		
	郵便切手代 (使用分) _____ 円		
	診断書代 _____ 円、鑑定代 _____ 円		
申 請 者	住 所		
	フリガナ氏名		
	電 話 番 号		
	被後見人等との関係	本人・配偶者・親・子・その他 ( )	
被後見人等 <sup>※</sup>	住 所		
	フリガナ氏名		
	電 話 番 号		

※申請者が被後見人等本人の場合は、記載不要。

助成金の交付が決定した場合、下記口座に助成金をお振り込み下さい。

振 込 口 座	金融機関名		支 店 名	
	口 座 番 号	普通・当座 NO.	(フリガナ) 名 義 人	

※添付書類については裏面参照。

(裏)

成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書 添付資料

〔審判請求費用の助成を受けようとする場合〕

- 登記事項証明書又は後見人等開始の審判決定書の写し
- 審判請求費用（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書代、鑑定代）の領収書、切手返還書等使用した金額の分かるもの
- 申立時に裁判所に提出した財産目録
- その他参考資料

〔生活保護受給者の場合〕

- 生活保護受給者証明書等、生活保護を受給していることがわかるもの

〔非課税世帯かつ預貯金額60万円以下の場合〕

- 市町村民税非課税証明書（世帯員分含む）

※添付書類のうち、被後見人等が死亡した場合に取得することができない場合は省略可。

様式第3号(第10条関係)

(表)

年 月 日

吉岡町長 様

成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬費用）交付申請書

成年後見制度利用支援事業助成金について、吉岡町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 額		後見人等報酬額	円
		後見監督人等報酬額	円
報酬付与期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
申 請 者	住 所		
	フリガナ 氏 名		
	電 話 番 号		
後見等の類型		後見人・保佐人・補助人 後見監督人・保佐監督人・補助監督人	
※ 被後見人等	住 所		
	フリガナ 氏 名		
	電 話 番 号		

※申請者が被後見人等本人の場合は、記載不要。

助成金の交付が決定した場合、下記口座に助成金をお振り込み下さい。

振 込 口 座	金融機関名		支 店 名	
	口 座 番 号	普通・当座 NO.	(フリガナ) 名 義 人	

※添付書類については裏面参照。

(裏)

成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬費用）交付申請書 添付資料

[後見人等への報酬の助成を受けようとする場合]

ア 後見人及び財産管理に関する代理権が付与されている保佐人・補助人が報酬助成を受ける場合	イ 財産管理に関する代理権のない後見人等が報酬助成を受ける場合 (アの報酬と同時申請する場合、重複する書類は省略可。)
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又は後見人等開始の審判決定書の写し <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 直近に家庭裁判所に提出している以下の書類（別紙等含む）の写し ア 後見等事務報告書（定期報告） イ 収支予定表又は収支状況報告書 ウ 財産目録 エ 相続財産目録（遺産分割未了の相続財産がある場合に限る） <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類  [生活保護受給者の場合] <input type="checkbox"/> 被後見人等の生活保護受給者証明書等、生活保護を受給していることがわかるもの  [住民税非課税世帯かつ預貯金60万円以下の場合] <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税証明書（世帯員分含む）	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又は後見人等開始の審判決定書の写し <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 後見等事務報告書（定期報告）の写し（別紙等含む） <input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票の写しなど被後見人等の収入状況が分かるもの <input type="checkbox"/> 預貯金通帳等の写しなどの被後見人等の資産状況が分かるもの <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類  [生活保護受給者の場合] <input type="checkbox"/> 被後見人等の生活保護受給者証明書等、生活保護を受給していることがわかるもの  [住民税非課税世帯かつ預貯金60万円以下の場合] <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税証明書（世帯員分含む）

※添付書類のうち、被後見人等が死亡した場合に取得することができない場合は省略可。

様

吉岡町長

成年後見制度利用支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金支給申請について、次のとおり決定したので、吉岡町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 申請者 氏名  
住所
- 2 被後見人等 氏名  
住所
- 3 支給金額（不交付の場合は、その理由） 円
- 4 注意事項

被後見人又は後見人等が、次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 偽り或其他不正な手段により助成の決定又は助成金の交付を受けたとき
- (2) 後見人等として不適当な行為があったとき

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、吉岡町に対して審査請求をすることができます。（なお、通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取り消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、吉岡町を被告として（訴訟において吉岡町を代表する者は吉岡町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第1号 (第7条関係)  
様式第2号 (第10条関係)  
様式第3号 (第10条関係)  
様式第4号 (第10条関係)